

国立大学法人宮崎大学と学校法人宮崎学園宮崎国際大学及び
宮崎学園短期大学との連携・協力に関する協定書

国立大学法人宮崎大学（以下「甲」という。）と学校法人宮崎学園宮崎国際大学（以下「乙」という。）及び宮崎学園短期大学（以下「丙」という。）とは、相互の連携・協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がこれまでお互いに培ってきた実績を基盤にして、相互に緊密かつ組織的な連携・協力体制を築き、甲、乙及び丙の教育・研究の推進を図ることにより、それらを通して地域や国際社会への貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携・協力する。ただし、高等教育コンソーシアム宮崎の事業に配慮するものとする。

- (1) 教育の質の向上に関すること。
- (2) 研究及び産学官連携の推進に関すること。
- (3) 学術基盤整備の推進に関すること。
- (4) 地域や国際社会への貢献に関すること。
- (5) 教職員及び学生の交流に関すること。
- (6) その他連携・協力に関すること。

（協議）

第3条 前条に定める連携・協力事項の具体的な内容については、甲、乙及び丙の担当部等において、その都度、協議し取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申出がないときは、更に3年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、相互の連携・協力に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年 8月11日

甲 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学
学長

菅 沼 龍 夫

乙 宮崎市清武町加納丙1405番地
学校法人宮崎学園宮崎国際大学
学長

永 田 雅 輝

丙 宮崎市清武町加納丙1415番地
学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学
学長

宗 和 太 郎